

黒部市 発表
令和5年4月21日（金）

【照会先】

黒部市こども支援課

課長 浦田 武治

課長補佐 山田 真澄

電話 0765(54)2577

報道関係者 各位

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

国は、令和5年3月28日の閣議決定により、食費等の物価高騰に直面し影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を給付することとしました。

これを受け、本市では申請不要となる対象者に対し、5月中旬を目途にプッシュ型で給付することで生活支援を行います。また、市独自事業として令和6年3月中に出生した児童等に対しても対象を広げ、給付を行います(令和5年4月20日専決処分)。

1 支給額

児童1人当たり5万円

2 対象**■ひとり親世帯**

- ①令和5年3月分の児童扶養手当受給者 **申請不要**
- ②公的年金等の受給により児童扶養手当を受給していない方 **申請が必要**
- ③物価高騰の影響で家計が急変し収入が児童扶養手当受給者と同水準となっている方 **申請が必要**

■ひとり親世帯以外の子育て世帯

- ①令和4年度の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)を受給した方等 **申請不要**
- ②令和5年3月31日時点で18歳未満の児童(障がいのある児童の場合20歳未満)の養育者で以下のいずれかに該当する方 **申請が必要**
 - ・令和5年度分の住民税均等割が非課税の方
 - ・物価高騰の影響で家計が急変し、収入が住民税非課税の方と同水準となっている方*令和6年3月31日までに出生した児童も対象

3 申請方法

こども支援課に必要書類を提出してください(申請が必要な方)。

4 申請期間

令和5年6月1日(木)～令和6年2月29日(木)

ただし、

令和6年2月に対象となった方(令和6年2月中に児童が出生した方等)

⇒令和6年2月1日(木)～令和6年3月15日(金)

令和6年3月に対象となった方(令和6年3月中に児童が出生した方等)

⇒令和6年3月1日(金)～令和6年4月15日(月)

5 支給時期

申請不要の方 ⇒令和5年5月中旬に支給

申請が必要な方 ⇒申請後速やかに支給

6 予算額 3,100 万円【令和5年4月 20 日専決処分】

給付費:3,015 万円(児童 603 人分)、事務費:85 万円

7 問い合わせ

市民福祉部 こども支援課 家庭支援係(TEL:0765-54-2577)

こども支援課長 浦田 武治

家庭支援係長 山田 真澄